

震災復興と 司法の役割

目 時：2012年
9月15日(土)
10:30～17:30

場 所：**弁護士会館**
(東京都千代田区霞が関 1-1-3)

主 催：日本弁護士連合会

共 催：関東弁護士会連合会
東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会

第1分科会テーマ

震災復興に向けての
弁護士の役割と立法提言

10:30 開始/15:15 終了

第2分科会テーマ

地域司法の充実を目指す
新たな視点と取組

—3・11を契機として—

11:00 開始/15:15 終了

全体会テーマ

震災復興と司法の役割

15:30 開始/17:30 終了

●全体会ゲスト：色平 哲郎 医師
(JA長野厚生連・佐久総合病院)



■ お問い合わせ

第1分科会 テーマ

震災復興に向けての弁護士の役割と立法提言

10:30 開始, 15:15 終了

東日本大震災において、日弁連は、震災の当日（2011年3月11日）に会長を本部長とする「東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部」を設置し、弁護士及び弁護士会と協力して、①無料法律相談の実施、②立法提言等の立法活動、③裁判外紛争解決手続（ADR）の設置、④広域避難者の支援、⑤原子力発電所事故対応、⑥復興まちづくり支援等、様々な被災者支援活動を行ってきました。

ことに、原子力損害賠償紛争解決センターの設置や「個人版私的整理ガイドライン」の策定運用等の公的なADRの設置や、8本の被災者支援法の制定等は、阪神・淡路大震災ではまったくできなかったことです。

第1分科会では、これらの弁護士及び弁護士会の活動について、その内容を整理・記録して、その有効性を検証するとともに、なお残された課題を検討して、将来の災害に備えた提言を行いたいと考えます。

当日は、弁護士及び弁護士会の活動を整理した基調報告を行い、また、弁護士及び弁護士会の活動を、NPO、国会議員、自治体、報道機関及び研究者等の様々な立場から、検証・評価していただくために、報告やパネルディスカッションを行います。

弁護士自身も、弁護士が東日本大震災でどのような活動をしてきたか充分認識しているとは言えません。是非この機会に、多数の方々に御参加いただきたいと思います。

○基調報告

○ボランティア団体との連携に関する報告

・難民支援協会の紹介、東京ひまわり隊による報告、大阪弁護士会による取組の紹介

○パネルディスカッション

パネリスト

階 猛（衆議院議員）、室崎 益輝（関西学院大学教授・災害復興制度研究所所長）、
佐久間 順（福島民報社編集局社会部長）、新里 宏二（弁護士・仙台弁護士会）

* 都合により変更になる可能性があります。

第2分科会 テーマ

地域司法の充実を目指す新たな視点と取組

－ 3・11 を契機として－

11:00 開始, 15:15 終了

この10年、弁護士は急増しましたが、裁判官や検察官は緩やかにしか増えていません。弁護士は全国津々浦々で活動するようになりましたが、裁判所や検察庁は地域に根付いて権利救済をしているといえるでしょうか。

そこに東日本大震災が起きました。私たちはあらためて震災被災地の司法事情が脆弱であったことを知りました。被災地には簡裁もない所、簡裁はあるが地家裁支部がない所、地家裁支部はあるが裁判官が常駐していない所があることを知りました。でも、よく考えてみると、全国各地域でも似たような状況にあり、共通しているのではないのでしょうか。

そこで第2分科会では「地域司法の充実を目指す新たな視点と取組」と題して、被災地の司法状況を契機とし、全国の地域司法の充実を目指す方向を検討することになります。

被災地の弁護士の活動を通じ、地域住民が弁護士に何を求め、裁判所に何を求めているかを知ることから始めましょう。法曹や司法は地域住民の身近にあり利用しやすく頼りになるものだったのでしょうか。これから身近で利用しやすく頼りになるためには何が必要でしょうか。地域司法充実のための新しい視点と取組のあり方を一緒に考えましょう。

○基調報告

○映像による各地の支部の状況を報告

○パネルディスカッション

・現在の司法が地域のニーズに応える司法となっているか、元裁判官、学者、弁護士、市民の方と、地域に根ざした司法基盤の整備について討論します

パネリスト

井戸 謙一（弁護士・元裁判官）、佐藤 岩夫（東京大学社会科学研究所教授）、
中村 隆（弁護士・札幌弁護士会）、瀧上 明（弁護士・岩手弁護士会）、
佐藤 敬子（別府大学文学部准教授・元大分家庭裁判所委員会委員長）